

熊谷市立図書館レシート広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱に基づき、熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者に配布するレシート広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(レシート広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料金は次の表の通りとする。

掲載位置	レシート下部位置
掲載枠数	最大1枠
規格	縦280ピクセル×横500ピクセル以内 (縦40mm×横70mm) BMP形式 白黒画像
掲載料金	月額 5,000円／1枠(税込)

(広告表示内容に関する基準)

第3条 広告のデザイン、内容等は、図書館のイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 文字背景に画像または写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。

(制限もしくは禁止する表現)

第4条 次に掲げる表現は、制限もしくは禁止する。

(1) 図書館の実施する事業名に類似した表現、若しくは図書館が推奨するかのよ
うな印象を与える表現

(レシート広告の掲載期間)

第5条 レシート広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 レシート広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 レシート広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、図書館とレシート広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)あるいは図書館が行う。

- 2 広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して30日前までに、図書館が委託する広告取扱事業者にレシート広告案を提出し、レシート広告の掲載を申し込むものとする。
- 3 広告取扱事業者は、掲載を希望する者のレシート広告案をとりまとめ、掲載開始日から起算して20日前までに、図書館に承諾を求めなければならない。
- 4 広告主が図書館に直接応募する場合は、第2項、第3項の規定を準用する。

(掲載の決定)

第7条 図書館は、広告取扱事業者あるいは広告主から前条第3項による承諾を求められた場合は、第3条及び第4条並びに「熊谷市広告掲載要綱」(平成18年12月7日決裁。以下「市掲載要綱」という。)第5条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

2 図書館は、提出されたレシート広告案の内容が第3条及び第4条並びに市掲載要綱第5条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者あるいは広告主に対して修正を求めることができる。

3 図書館は、第2条の規定で定めた枠数を超えてレシート広告掲載の申し込みがあった場合は、公共性、地域性の高いレシート広告を優先させるものとする。

(レシート広告の提出)

第8条 広告取扱事業者あるいは広告主は、掲載するレシート広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、図書館に提出するものとする。

2 前項により提出されたレシート広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

(掲載の取消し)

第9条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにレシート広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条及び第4条並びに市掲載要綱第5条の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他レシート広告の掲載を継続することが適切でないと図書館が判断したとき。

2 前項の規定によりレシート広告の掲載を取り消した場合、図書館は、広告取扱事業者を通じてあるいは直接、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定によりレシート広告の掲載を取り消した場合、図書館は、広告取扱事業者あるいは広告主が図書館に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

4 第1項の規定によりレシート広告の掲載を取り消した場合、図書館は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、レシート広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によりレシート広告の掲載を取り下げるときは、書面により広告取扱事業者を通じてあるいは直接、図書館に申し出なければならない。

3 第1項の規定によりレシート広告の掲載が取り下げられた場合、図書館は広告取扱事業者あるいは広告主が図書館に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(図書館業務の停止)

第11条 広告掲載期間中、図書館の都合により14日を超えて図書館業務を停止した場合は、その日数分の掲載期間を延長するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、図書館業務を一時停止した場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(レシート広告の変更)

第12条 広告主は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主が前項の規定によりレシート広告を変更しようとする場合、第6条第3項、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、レシート広告の内容、その他レシート広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、レシート広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年12月11日から施行する。